

令和5年第4回  
市議会定例会(9月)  
提出議案

**主要事項説明書**

 福知山市

## 目 次

◆ 令和5年度会計別予算額一覧 .....	3
◆ 令和5年度一般会計歳入予算額一覧 .....	4
◆ 令和5年度一般会計歳出予算額一覧（目的別） .....	5
◆ 令和5年度一般会計歳出予算額一覧（性質別） .....	6
◆ 9月補正予算 主要事項 .....	7
◆ 条例関連議案 .....	15
◆ その他議案 .....	19
◆ 報告 .....	25

◆ 令和5年度会計別予算額一覧

(単位:千円)

会 計 名		補正前の額	8月補正額 (専決)	9月補正額	補正後の額	
一 般 会 計		47,697,450	40,490	211,580	47,949,520	
特 別 会 計	国民健康保険事業	7,128,000		145,883	7,273,883	
	国民健康保険診療所費	31,300			31,300	
	と畜場費	3,300			3,300	
	宅地造成事業	20,800			20,800	
	休日急患診療所費	22,400			22,400	
	福知山都市計画事業石原土地区画整理事業	228,000			228,000	
	介護保険事業	保険事業勘定	8,599,900		463,975	9,063,875
		介護サービス事業勘定	35,100		9,163	44,263
	下夜久野地区財産区管理会	135			135	
	後期高齢者医療事業	2,359,600			2,359,600	
小 計		18,428,535		619,021	19,047,556	
企 業 会 計	水道事業	4,424,600			4,424,600	
	下水道事業	9,732,100			9,732,100	
	病院事業	福知山市民病院	18,987,963			18,987,963
		大江分院	878,537			878,537
		19,866,500			19,866,500	
小 計		34,023,200			34,023,200	
合 計		100,149,185	40,490	830,601	101,020,276	

◆ 令和5年度一般会計歳入予算額一覧

(単位:千円)

款	補正前の額	第3号補正額 (専決)	第4号補正額	補正後の額
01 市税	11,849,531			11,849,531
02 地方譲与税	481,845			481,845
03 利子割交付金	4,000			4,000
04 配当割交付金	90,000			90,000
05 株式等譲渡所得割交付金	62,000			62,000
06 地方消費税交付金	1,950,000			1,950,000
07 ゴルフ場利用税交付金	6,000			6,000
08 自動車取得税交付金	1			1
09 環境性能割交付金	60,000			60,000
10 法人事業税交付金	200,000			200,000
11 国有提供施設等所在市町村助成交付金	25,000			25,000
12 地方特例交付金	75,000			75,000
13 地方交付税	11,270,000			11,270,000
14 交通安全対策特別交付金	10,000			10,000
15 分担金及び負担金	176,203			176,203
16 使用料及び手数料	1,244,279			1,244,279
17 国庫支出金	6,919,738		191,501	7,111,239
18 府支出金	2,977,952	10,490	312	2,988,754
19 財産収入	484,249			484,249
20 寄附金	395,962			395,962
21 繰入金	2,431,354	30,000	1,767	2,463,121
22 諸収入	1,013,185			1,013,185
23 市債	5,934,300			5,934,300
24 繰越金	36,851		18,000	54,851
一般会計 合計	47,697,450	40,490	211,580	47,949,520

◆ 令和5年度一般会計歳出予算額一覧（目的別）

（単位：千円）

款	補正前の額	第3号補正額 （専決）	第4号補正額	補正後の額
01 議会費	328,198			328,198
02 総務費	5,353,551		1,767	5,355,318
03 民生費	15,246,375	10,490		15,256,865
04 衛生費	7,020,772			7,020,772
05 労働費	18,220			18,220
06 農林業費	1,290,003		312	1,290,315
07 商工費	620,199		209,501	829,700
08 土木費	4,101,107			4,101,107
09 消防費	2,713,510	30,000		2,743,510
10 教育費	5,660,295			5,660,295
11 公債費	5,295,220			5,295,220
12 予備費	50,000			50,000
一般会計 合計	47,697,450	40,490	211,580	47,949,520

◆ 令和5年度一般会計歳出予算額一覧（性質別）

（単位：千円）

区 分	補正前の額	第3号補正額 （専決）	第4号補正額	補正後の額
人 件 費	6,934,790			6,934,790
うち 議 員 給 与 費	157,240			157,240
うち 職 員 給 与 費	5,856,955			5,856,955
物 件 費	5,759,195	10,490	60,518	5,830,203
維 持 補 修 費	308,986			308,986
扶 助 費	8,709,000			8,709,000
補 助 費 等	7,146,908	30,000	151,062	7,327,970
投 資 的 経 費	8,920,996			8,920,996
う ち 人 件 費	690,870			690,870
普 通 建 設 費	8,920,996			8,920,996
補 助 事 業 費	2,888,638			2,888,638
単 独 事 業 費	6,032,358			6,032,358
災 害 復 旧 費	—			—
公 債 費	5,295,220			5,295,220
積 立 金	858,517			858,517
出 資 金 ・ 貸 付 金	260,086			260,086
繰 出 金	3,453,752			3,453,752
予 備 費	50,000			50,000
一般会計 合計	47,697,450	40,490	211,580	47,949,520

◆ 9月補正予算 主要事項

(単位：千円)

	区分／政策名	補正額	区分	ページ	
	事業名				
一般会計	原油価格・物価高騰 緊急対策	ふくちやま応援プレミアムポイント事業	191,501	継続	8
		小計（1事業）		191,501	
	通常補正	② 市民一人ひとりが、自然、環境や地域資源を守り、生かし、次世代につないでいくまち			
		福知山鉱山坑廃水処理場管理運営事業	18,000	継続	9
		⑤ 市民一人ひとりが、その人なりの生きがいを持ち、健やかで活動的なまち			
		新文化ホール計画策定事業	1,767	継続	10
			債務負担行為設定		
		⑧ 市民一人ひとりが、時代の変化を先取りし、地域産業の発展に貢献できるまち			
		「食の京都TABLE」整備支援事業	312	新規	11
	小計（3事業）		20,079		
一般会計（補正第4号）		4事業	計	211,580	

(単位：千円)

	事業名	補正額	区分	ページ
特別会計	【国民健康保険事業特別会計】（補正第1号） 保険給付費等交付金返還金／国民健康保険事業基金積立金	145,883	継続	12
	【介護保険事業特別会計（保険事業勘定）】（補正第1号） 介護給付費負担金等返還金／介護給付費準備基金積立金	463,975	継続	13
	【介護保険事業特別会計（介護サービス事業勘定）】（補正第1号） 介護サービス事業基金積立金	9,163	継続	14
特別会計		2会計	計	619,021

区 分	原油価格・物価高騰緊急対策					(単位:千円)
事業名	ふくちやま応援プレミアムポイント事業					継続
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
191,501	国	府	市債	その他	一般財源	—
	191,501					補正後予算額 191,501

#### 1 事業の背景・目的

原油・エネルギー価格高騰や物価高騰の影響が続くなか、市民の暮らしを支え、地域経済の活性化を図るため、キャッシュレス決済システム「ふくぽ」によりプレミアム付きデジタル商品券を販売し、総額7.5億円規模の経済対策を実施します。

#### 2 事業の内容

市内の加盟店で使用できるプレミアム付きデジタル商品券を販売します。

(1)プレミアム率 購入金額の25%

※実施期間内の購入金額の上限を一人30,000円までとします。

(2)流通総額 750,000千円

※(30,000円+プレミアム分上乗せ7,500円)×20,000人

(3)利用期間 令和5年11月から令和6年2月末まで

※ただし、プレミアムポイントが予算の上限に達し次第終了します。

(4)加盟店 市内 約300店舗

#### 3 事業費の内訳

(款) 商工費 (項) 商工費 (目) 商工業振興費

需用費 (チラシ等印刷製本費) 990千円

役務費 (クレジット決済手数料等) 21,065千円

委託料 (問合せ窓口業務委託等) 19,446千円

負担金補助及び交付金 (プレミアム分負担金) 150,000千円

#### 4 主な特定財源

(款) 国庫支出金 (項) 国庫補助金 (目) 商工費国庫補助金

地方創生臨時交付金 191,501千円

担当課	産業政策部産業観光課	電話	直通 24-7077 内線 4148
-----	------------	----	--------------------



政策名	市民一人ひとりが、自然、環境や地域資源を守り、生かし、次世代につないでいくまち					(単位:千円)
事業名	福知山鉱山坑廃水処理場管理運営事業					継続
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
18,000	国	府	市債	その他	一般財源	23,742
					18,000	補正後予算額 41,742

### 1 事業の背景・目的

令和5年6月18日(日)に旧福知山鉱山の第3坑口から出る坑廃水が福知山鉱山坑廃水処理場の処理能力を超え、未処理坑廃水が在田川に流出する事故が発生しました。

今後、同様の事態が起こらないように再発防止対策を検討する必要があるため、旧福知山鉱山から福知山鉱山坑廃水処理場にかけての調査等を実施します。

### 2 事業の内容

鉱山の専門機関である独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構(JOGMEC)に調査協力を依頼し、同機関の助言を踏まえながら、以下の業務を実施します。

- ・ 測量業務
- ・ 坑廃水流出対策検討業務

### 3 事業費の内訳

(款) 商工費 (項) 商工費 (目) 商工業振興費  
委託料 18,000千円

- ・ 測量業務 12,000千円
- ・ 坑廃水流出対策検討業務 6,000千円



福知山鉱山坑廃水処理場  
(大江町西部地内)



旧福知山鉱山 第3坑口



事故発生時(6/18)の  
処理場付近の在田川

担当課	産業政策部産業観光課	電話	直通 24-7075 内線 4144
-----	------------	----	--------------------

政策名	市民一人ひとりが、その人なりの生きがいを持ち、健やかで活動的なまち					(単位:千円)
事業名	新文化ホール計画策定事業					継続
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
1,767	国	府	市債	その他	一般財源	1,615
				1,767		補正後予算額 3,382

### 債務負担行為の設定

(単位:千円)

事項	期間	限度額	左の財源内訳			
			国・府 支出金	地方債	その他	一般財源
新文化ホール 基本設計・支援等業務	令和5年度 ～ 令和6年度	142,382	—	—	142,382	—

#### 1 事業の背景・目的

市民が気軽に文化に接し参加できる文化活動の核となる施設として、令和4年度から、新たな文化ホールの整備のための検討委員会を設置し、基本構想・基本計画の策定を行いました。

この度、施設の概算建設工事費を算定するため、基本設計業務等を発注します。また、併せて、基本計画で掲げた「多様な鑑賞環境、体験機会の提供」「市民参加の推進」などを実現するために検討委員会を設置し、事業運営の検討を行います。

#### 2 事業の内容

新文化ホール事業運営計画検討委員会及びプロポーザル審査会の実施に必要な委員謝礼及び旅費を計上します。

また、「新文化ホール基本設計支援業務」、「新文化ホール基本設計業務」、「新文化ホール事業運営計画支援業務」について、今年度から業務を進める必要があるため、債務負担行為を設定します。

#### 3 事業費の内訳

(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 文化振興費

報償費 750千円 (検討委員会委員謝礼、プロポーザル審査会委員謝礼)

旅費 1,017千円 (委員旅費実費弁償)

【R5～R6債務負担行為・R6に予算計上】 委託料 142,382千円 (限度額)

(内訳) 「新文化ホール基本設計支援業務」 12,000千円

「新文化ホール基本設計業務」 118,382千円

「新文化ホール事業運営計画支援業務」 12,000千円

#### 4 主な特定財源

(款) 繰入金 (項) 基金繰入金 (目) 基金繰入金

文化芸術会館等建設基金繰入金 1,767千円

担当課	地域振興部文化・スポーツ振興課	電話	直通 24-7033 内線 3134
-----	-----------------	----	--------------------

政策名	市民一人ひとりが、時代の変化を先取りし、地域産業の発展に貢献できるまち					(単位:千円)
事業名	「食の京都TABLE」整備支援事業					新規
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
312	国	府	市債	その他	一般財源	—
		312				補正後予算額 312

### 1 事業の背景・目的

京都府では、京都府共通の観光資源でもある「食」を目的とした観光誘客を促進するため、「食の京都」をキーワードに地域のいちおし食材を活用した地域の魅力向上・消費地での認知度向上に取り組んでいます。

福知山市においても、京都府と連携し地域食材の拠点施設の機能整備・強化の支援を行います。

### 2 事業の内容

市内産農林水産物の魅力向上と消費拡大を図るため、市内の農林水産物直売所等が行う、イートイン機能や地域の食材の物流拠点としての機能の整備・強化に要する経費を支援します。

#### 【補助率】

#### (1) 施設整備事業

- ① 新たな機能を整備するもの 1/2 以内
- ② 従来から有している機能を強化するもの 1/3 以内

#### (2) ステップアップ推進事業 1/2 以内 (物流ネットワーク構築やシステム導入)

### 3 事業費の内訳

(款) 農林業費 (項) 農業費 (目) 農業振興費  
負担金補助及び交付金 312千円 (補助対象経費936千円×補助率1/3)

### 4 主な特定財源

(款) 府支出金 (項) 府補助金 (目) 農林業費府補助金  
「食の京都TABLE」整備支援事業 312千円

担当課	産業政策部農林業振興課	電話	直通 24-7044 内線 4121
-----	-------------	----	--------------------

政策名	市民一人ひとりが、その人なりの生きがいを持ち、健やかで活動的なまち					(単位:千円)
事業名	【国民健康保険事業特別会計】 保険給付費等交付金返還金／国民健康保険事業基金積立金					継続
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
145,883	国	府	市債	その他	一般財源	595
				145,883		補正後予算額 146,478

### 1 事業の背景・目的

令和4年度の府支出金である保険給付費等交付金（特別交付金）のヘルスアップ事業費分については、見込み事業費での申請による概算交付となるため、実績に対し超過交付となった額は、令和5年度において返還を行う必要があります。

また、令和4年度の国民健康保険事業特別会計決算における決算剰余金（繰越金）のうち、上記返還額を除いた額を国民健康保険事業の健全な運営及び保健事業の実施のため設置している国民健康保険事業基金に積み立てます。

### 2 事業の内容

令和4年度国民健康保険事業決算剰余金（繰越金）から、令和4年度保険給付費等交付金（特別交付金）ヘルスアップ事業費分の超過交付額を京都府に返還するとともに、その残額を国民健康保険事業基金に積み立てます。

### 3 事業費の内訳

(款) 諸支出金 (項) 償還金及び還付加算金 (目) 償還金

返還金 802千円 (保険給付費等交付金返還金)

項目	R4交付額	R4確定額	返還額
保険給付費等交付金（特別交付金） ヘルスアップ事業費分	6,720	5,918	802

(款) 基金積立金 (項) 基金積立金 (目) 国民健康保険事業基金積立金

国民健康保険事業基金積立金 145,081千円

### 4 主な特定財源

(款) 繰越金 (項) 繰越金 (目) 繰越金

前年度繰越金 145,883千円 [令和4年度決算剰余金(令和5年度への繰越金)]

担当課	市民総務部保険年金課	電話	直通 24-7015 内線 2261
-----	------------	----	--------------------

政策名	市民一人ひとりが、最期まで生き生きと暮らし、温かく見送られるまち					(単位:千円)																		
事業名	【介護保険事業特別会計(保険事業勘定)】 介護給付費負担金等返還金/介護給付費準備基金積立金					継続																		
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額																		
463,975	国	府	市債	その他	一般財源	1,274																		
				463,975		補正後予算額 465,249																		
<p>1 事業の背景・目的</p> <p>介護保険事業(保険事業勘定)の財源である介護給付費国庫負担金、介護給付費府負担金、支払基金交付金等については概算払となるため、翌年度において精算を行うこととなります。令和4年度に超過交付となった分については、令和5年度において返還を行う必要があります。</p> <p>また、介護保険事業勘定の決算剰余金(繰越金)のうち、上記返還金を除いた分については、介護保険事業の円滑な運営に資するために設置している介護給付費準備基金に積み立てます。</p> <p>2 事業の内容</p> <p>令和4年度の介護保険事業(保険事業勘定)における決算剰余金のうち、令和4年度に超過交付となった、介護給付費国庫負担金、介護給付費府負担金、支払基金交付金等を返還し、その残額を介護給付費準備基金に積み立てます。</p> <p>3 事業費の内訳</p> <table style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:70%;">介護保険事業(保険事業勘定)決算剰余金</td> <td style="text-align: right;">463,974,902円…①</td> </tr> <tr> <td>介護給付費国庫負担金(介護給付費現年度分)返還金</td> <td style="text-align: right;">94,870,538円…②</td> </tr> <tr> <td>介護給付費国庫負担金(低所得者介護保険料軽減分)返還金</td> <td style="text-align: right;">890,570円…③</td> </tr> <tr> <td>介護給付費府負担金(介護給付費現年度分)返還金</td> <td style="text-align: right;">49,900,249円…④</td> </tr> <tr> <td>介護給付費府負担金(低所得者介護保険料軽減分)返還金</td> <td style="text-align: right;">445,285円…⑤</td> </tr> <tr> <td>支払基金交付金(介護給付費分)返還金</td> <td style="text-align: right;">73,822,500円…⑥</td> </tr> <tr> <td>支払基金交付金(地域支援事業分)返還金</td> <td style="text-align: right;">3,098,323円…⑦</td> </tr> <tr> <td>地域支援事業交付金返還金</td> <td style="text-align: right;">8,599,477円…⑧</td> </tr> <tr> <td><b>介護給付費負担金等返還金(②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧)</b></td> <td style="text-align: right;"><b>231,626,942円…⑨</b></td> </tr> </table> <p>(款) 諸支出金 (項) 償還金及び還付加算金 (目) 償還金 返還金 231,627千円(介護給付費負担金等返還金)…⑨</p> <p>(款) 基金積立金 (項) 基金積立金 (目) 介護給付費準備基金積立金 介護給付費準備基金積立金 232,348千円…(①-⑨)</p> <p>4 主な特定財源</p> <p>(款) 繰越金 (項) 繰越金 (目) 繰越金 前年度繰越金 463,975千円[令和4年度決算剰余金(令和5年度への繰越金)]</p>							介護保険事業(保険事業勘定)決算剰余金	463,974,902円…①	介護給付費国庫負担金(介護給付費現年度分)返還金	94,870,538円…②	介護給付費国庫負担金(低所得者介護保険料軽減分)返還金	890,570円…③	介護給付費府負担金(介護給付費現年度分)返還金	49,900,249円…④	介護給付費府負担金(低所得者介護保険料軽減分)返還金	445,285円…⑤	支払基金交付金(介護給付費分)返還金	73,822,500円…⑥	支払基金交付金(地域支援事業分)返還金	3,098,323円…⑦	地域支援事業交付金返還金	8,599,477円…⑧	<b>介護給付費負担金等返還金(②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧)</b>	<b>231,626,942円…⑨</b>
介護保険事業(保険事業勘定)決算剰余金	463,974,902円…①																							
介護給付費国庫負担金(介護給付費現年度分)返還金	94,870,538円…②																							
介護給付費国庫負担金(低所得者介護保険料軽減分)返還金	890,570円…③																							
介護給付費府負担金(介護給付費現年度分)返還金	49,900,249円…④																							
介護給付費府負担金(低所得者介護保険料軽減分)返還金	445,285円…⑤																							
支払基金交付金(介護給付費分)返還金	73,822,500円…⑥																							
支払基金交付金(地域支援事業分)返還金	3,098,323円…⑦																							
地域支援事業交付金返還金	8,599,477円…⑧																							
<b>介護給付費負担金等返還金(②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧)</b>	<b>231,626,942円…⑨</b>																							
担当課	福祉保健部高齢者福祉課			電話	直通 24-7013 内線 2144																			

政策名	市民一人ひとりが、最期まで生き生きと暮らし、温かく見送られるまち					(単位:千円)
事業名	【介護保険事業特別会計(介護サービス事業勘定)】 介護サービス事業基金積立金					継続
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
9,163	国	府	市債	その他	一般財源	85
				9,163		補正後予算額 9,248
<p>1 事業の背景・目的  介護サービス事業勘定の決算剰余金(繰越金)については、介護サービス事業の健全な財政運営に資するために設置している介護サービス事業基金に積み立っています。</p> <p>2 事業の内容  令和4年度の介護サービス事業勘定における決算剰余金を介護サービス事業基金に積み立てます。</p> <p>3 事業費の内訳  介護保険事業(介護サービス事業勘定)決算剰余金 9,162,687円  (款)基金積立金 (項)基金積立金 (目)介護サービス事業基金積立金  介護サービス事業基金積立金 9,163千円</p> <p>4 主な特定財源  (款)繰越金 (項)繰越金 (目)繰越金  前年度繰越金 9,163千円 [令和4年度決算剰余金(令和5年度への繰越金)]</p>						
担当課	福祉保健部地域包括ケア推進課			電話	直通 48-9252 内線 2151	

## ◆ 条例関連議案

### 1 福知山市職員定数条例（一部改正）

【担当課：職員課 電話：(直通)24-7034 (内線)3232】

#### 1 改正の理由

消防機能の強化等を行うため、所要の規定の整備を行う必要がある。

#### 2 改正の内容

(1) 消防職員の定数を130人から155人に改め、職員の合計定数を1,559人に改めることとした。

(第2条関係)

(2) 定数外とする職員について改めることとした。

(第4条関係)

(3) 文言の整理を行うこととした。

(第3条関係)

#### 3 施行期日

令和6年4月1日

### 2 福知山市火災予防条例（一部改正）

【担当課：消防署 予防課 電話：(直通)23-5119 (内線)2420-110】

#### 1 改正の理由

消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令等の施行に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

#### 2 改正の内容

##### (1) 蓄電池設備に関する事項

ア 蓄電池設備の規制対象となる単位をアンペアアワー・セルからキロワット時に改めるとともに、10キロワット時以下及び10キロワット時を超え20キロワット時以下のもので、出火防止措置が講じられ、消防庁長官が定めるものを規制の対象から除くこととした。また、開放形鉛蓄電池を用いたものは耐酸性の床上等に設けなければならないこととした。

(第13条第1項関係)

イ 屋外に設ける蓄電池設備から離隔距離が不要とされる延焼防止措置の要件に、消防庁長官が定めるものを加えることとした。

(第13条第3項関係)

ウ 屋外に設ける蓄電池設備は、雨水等の浸入防止措置の講じられた筐体に収められたものとすればよいこととした。

(第13条第4項関係)

(2) 届出に関する事項

火を使用する設備等の設置の届出の対象から、蓄電池容量が20キロワット時以下の蓄電池設備を除くこととした。

(第44条第13号関係)

(3) 固体燃料を用いた火気設備に関する事項

対象火気設備等の離隔距離を定めている別表第3に、固体燃料を用いた厨房設備の離隔距離を加えることとした。

(別表第3関係)

(4) 文言の整理を行うこととした。

(第11条第1項第3号の2、第11条の2第1項第4号関係)

3 施行期日

令和6年1月1日

**3** 福知山市立公民館条例（一部改正）

**【担当課：中央公民館 電話：(直通)22-9551】**

1 改正の理由

福知山市三和荘施設条例の制定に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

三和地域公民館の基本使用料を改め、文言の整理を行うこととした。

(別表の第1項、第2項関係)

3 施行期日

福知山市三和荘施設条例の施行の日

**4** 福知山市立図書館条例（一部改正）

**【担当課：図書館 電話：(直通)22-3225】**

1 改正の理由

福知山市立図書館三和分館の移転に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

福知山市立図書館三和分館の位置を改めることとした。

(第2条の表関係)

3 施行期日

令和6年1月12日



## 5 福知山市三和会館条例（廃止）

【担当課：中央公民館 電話：(直通)22-9551】

### 1 廃止の理由

令和6年3月31日をもって福知山市三和会館を廃止するため、条例を廃止する必要がある。

### 2 施行期日

令和6年4月1日

## 6 福知山市三和荘施設条例（新規）

【担当課：三和支所 電話：(直通)58-3003 (内線)73-9117】

### 1 制定の理由

福知山市三和荘施設の設置に伴い、条例を制定する必要がある。

### 2 制定の内容

- (1) 福知山市三和荘施設の目的及び設置について定めることとした。(第1条関係)
- (2) 名称及び位置について定めることとした。(第2条関係)
- (3) 事業について定めることとした。(第3条関係)
- (4) 開館時間等について定めることとした。(第4条関係)
- (5) 使用の許可について定めることとした。(第5条関係)
- (6) 許可の手續について定めることとした。(第6条関係)
- (7) 使用の不許可について定めることとした。(第7条関係)
- (8) 使用料について定めることとした。(第8条関係)
- (9) 使用料の減免について定めることとした。(第9条関係)
- (10) 使用料の不還付について定めることとした。(第10条関係)
- (11) 使用許可の取消し等について定めることとした。(第11条関係)
- (12) 目的外使用の禁止について定めることとした。(第12条関係)
- (13) 損害賠償について定めることとした。(第13条関係)

### 3 その他条例の廃止

この条例の制定に伴い、附則で次の条例の廃止を行う。

- (1) 福知山市三和荘条例（平成17年福知山市条例第98号）
- (2) 福知山市三和町林業者等健康増進施設条例（平成17年福知山市条例第99号）
- (3) 福知山市三和町運動広場条例（平成17年福知山市条例第100号）
- (4) 福知山市三和町川合運動広場条例（平成17年福知山市条例第101号）

### 4 その他条例の改正

この条例の制定に伴い、附則で特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年福知山市条例第33号）の一部改正を行う。

- (1) 三和荘運営審議会委員の規定を削ることとした。

(別表関係)

- (2) 文言の整理を行うこととした。

(第5条第1項第2号、第3号関係)

### 5 施行期日

公布の日から起算して9月を超えない範囲において規則で定める日

## 7 福知山市バス運行事業に関する条例（一部改正）

【担当課：都市・交通課 電話：(直通)24-7084 (内線)2232】

#### 1 改正の理由

市バス運行区間の施設の地番表記の変更に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

#### 2 改正の内容

三和荘の地番表記を改めることとした。

(別表第1関係)

#### 3 施行期日

公布の日

## 8 福知山市空家等の適正管理に関する条例（一部改正）

【担当課：まちづくり推進課 電話：(直通)24-7225 (内線)3132】

#### 1 改正の理由

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

#### 2 改正の内容

文言の整理を行うこととした。

(第6条第1項、第8条関係)

- 3 施行期日  
空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第50号）の施行の日

## ◆ その他議案

### ■ 工事請負契約の締結について

【担当課：中央公民館 電話：(直通)22-9551】

- 1 工 事 名 桃映地域公民館新築工事
- 2 契約の方法 公募型指名競争入札による契約
- 3 契約金額 320,980,000円
- 4 契約の相手方 高見・イチケン 共同企業体  
代表者 福知山市字天田31番地の1  
株式会社高見組  
代表取締役 高橋 智哉  
構成員 福知山市内記一丁目42番地の8  
株式会社イチケン  
代表取締役 川島 一弘

### ■ 工事請負契約の締結について

【担当課：中央公民館 電話：(直通)22-9551】

- 1 工 事 名 六人部地域公民館・体育館大規模改修工事
- 2 契約の方法 公募型指名競争入札による契約
- 3 契約金額 488,694,800円
- 4 契約の相手方 河守・北陵 共同企業体  
代表者 福知山市大江町河守350番地  
河守工業株式会社  
代表取締役 河田 克巳  
構成員 福知山市厚東町170  
北陵興業株式会社  
代表取締役 木下 賢一郎

■ 訴えの提起（裁判上の和解を含む。）について

【担当課：人権推進室 電話：(直通)24-7021 (内線)2218】

市営一戸建住宅の明渡しの請求	<p>市営一戸建住宅は、持家促進を目的に市が入居者の所有する土地に住宅を建設したものである。</p> <p>市は、亡Aとの間で、市が所有権を有する一戸建住宅（以下「本件住宅」という。）の貸付けを内容とする賃貸借契約を締結した。</p> <p>亡Aは、同契約に基づき昭和57年から本件住宅に入居し生活を営んでいたが、令和2年2月23日に死亡した。</p> <p>本件住宅については亡Aの私物などの動産類が放置されたままとなっており、同人の死亡以後から現在に至るまで明渡しが完了していない状況にある。</p> <p>本件住宅は既に築40年以上経過し老朽化が進んでおり、近隣住民からも倒壊等の不安を訴える声が寄せられている。</p> <p>このような状況の下、市としては早期に本件住宅の明渡しを実現し速やかに建物の解体を行う必要があることから、本件住宅の明渡しを求める訴えの提起を行うものである。</p> <p>なお、亡Aの親族らは亡Aの相続に関して全員が相続放棄をしたことから、本件訴えは亡Aの相続財産に関する相続財産法人に対して行うこととし、これと併せて同法人についての特別代理人選任の申立てを行う。</p>
----------------	---

■ 訴えの提起（裁判上の和解を含む。）について

【担当課：地域包括ケア推進課 電話：(直通)24-7073 (内線)2160】

老人福祉施設入所者負担金未払額並びにこれに対する延滞金及び督促手数料の支払の請求	<p>相手方の母親は、従前、老人福祉法（昭和33年法律第133号）第11条第1項に基づく措置により、老人福祉施設に入所していたところ、その費用（以下「老人福祉施設入所者負担金」という。）については、同法21条に基づき、本市が支弁していた。</p> <p>本市は、同法28条に基づき、老人福祉施設入所者負担金を徴収しようとしたところ、平成30年9月分から令和3年1月分までの分については一部しか支払われなかった。</p> <p>このため、本市は、文書による催促をはじめとして、再三にわたり、未払分を支払うよう請求したが、依然として請求金額の一部しか支払われないという状況にあった。</p> <p>その後、相手方の母親が死亡し、老人福祉施設入所者負担金の支払債務を含めた相手方の母親の財産を相続したのは、長男である相手方であることが判明した。</p> <p>そこで、本市は、相手方に対し、老人福祉施設入所者負担金未払額1,482,176円並びにこれに対する延滞金及び督促手数料の支払を求める訴えの提起（裁判上の和解を含む。）を行うものである。</p>
--	---

## ■ 専決処分の承認について

地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年8月22日付けで専決処分した2件について承認を求める。

(1) 専決第4号 令和5年度福知山市一般会計補正予算(第3号)

(2) 専決第5号 財政調整基金の繰入れについて

(1) 専決第4号 令和5年度福知山市一般会計補正予算(第3号)

(単位：千円)

		区分 事業名	補正額	担当課	ページ
一般会計	災害救助	令和5年台風第7号共助による被災者支援等交付金事業	30,000	危機管理室	22
		被災住宅応急修理事業	10,490	建築住宅課	23
		一般会計(補正第3号) 2事業 計	40,490		

(2) 専決第5号 財政調整基金の繰入れについて

財政調整基金の繰入れについて	財政課	24
----------------	-----	----

区 分	【専決】 災害救助					(単位:千円)
事業名	令和5年台風第7号共助による被災者支援等交付金事業					
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
30,000	国	府	市債	その他	一般財源	—
					30,000	補正後予算額 30,000

### 1 事業の背景・目的

令和5年台風第7号は、多くの地域で土砂災害をもたらしています。

台風の通過後、個人や自治会、ボランティアによる災害復旧に向けた取組みが各地で行われていますが、土砂の堆積が多く、被災前の姿を取り戻すに至っていません。本交付金を活用いただくことにより、早期の復旧を支援します。

### 2 事業の内容

地域住民が京都府の「地域交響プロジェクト交付金」を活用し、共助により土砂撤去等の地域保全活動を実施する中で、必要経費がその限度額を超える場合や、同交付金の対象とならない取組みを行う場合、市独自の交付金により支援を行います。

対象となる取組みは、自治会内の住居及びその敷地、生活関連施設、その他多数の者が利用する施設について共助により行った土砂撤去等の経費に対して交付金を支給します。地域住民のみで対応できない場合には、部分的に委託された場合についても交付金の対象とします。



大江町市原谷での被害

#### 【交付対象経費】

- ・土砂撤去等作業経費
- ・資機材購入費・賃借料
- ・委託料
- ・その他支援に必要と認める経費

対象経費に対して上限30万円の交付金を支給します。

(経費の10/10が対象 千円未満切捨)

### 3 事業費の内訳

(款) 消防費 (項) 消防費 (目) 災害対策費

負担金補助及び交付金 30,000千円 (300千円×100件)

担当課	市民総務部危機管理室	電話	直通 24-7503 内線 3511
-----	------------	----	--------------------

区 分	【専決】災害救助					(単位:千円)
事業名	被災住宅応急修理事業					
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
10,490	国	府	市債	その他	一般財源	—
		10,490				補正後予算額 10,490
<p>1 事業の背景・目的</p> <p>令和5年台風第7号災害により住宅が損壊し居住することが困難であり、被災区分が半壊以上で、自らの資力により応急修理をすることができない方を対象に、必要最低限の応急的な修理を市が業者に依頼して実施します。</p> <p>2 事業の内容</p> <p>○被害を受けた住宅の修理を、市が業者に依頼して行います。</p> <p>○令和5年台風第7号により被害を受けた住宅で、日常生活に必要不可欠な部分の応急修理を行います。</p> <p>○一世帯あたりの支援額は、罹災区分が半壊以上で706千円以内、準半壊で343千円以内となります。</p> <p>(二世帯以上で居住している場合であっても、補助額は一世帯分です。)</p> <p>○限度額を超える部分や、応急修理の対象とならない部分については個人負担となります。</p> <p>○対象世帯(次のすべての要件を満たす世帯が対象)</p> <p>(1)準半壊又は大規模半壊、中規模半壊、半壊の被害を受けたこと。</p> <p>(2)被災された方(世帯)が、応急修理を行なうことで被害を受けた住宅での生活が可能となることが見込まれること。</p> <p>○申込期限 令和5年10月13日(金) 午後5時まで</p> <p>※ 全壊の住宅は、修理を行えない程度の被害を受けた住宅であるので、応急修理の対象になりません。ただし、全壊であっても、応急修理を行うことにより居住が可能である場合はこの限りではありません。</p> <p>3 事業費の内訳</p> <p>(款) 民生費 (項) 災害救助費 (目) 災害救助費 委託料(応急修理委託料)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・半壊以上 706千円×10件=7,060千円</li> <li>・準半壊 343千円×10件=3,430千円</li> </ul> <p style="text-align: right;">合計10,490千円</p> <p>4 主な特定財源</p> <p>(款) 府支出金 (項) 府負担金 (目) 民生費府負担金 災害救助費等負担金 10,490千円×100%=10,490千円</p>						
担当課	建設交通部建築住宅課			電話	直通 24-7058 内線 4247	

■ 専決第 5 号 財政調整基金の繰入れについて

【財政課】

災害救助関連の事業費の財源に充てるため、財政調整基金を繰り入れます。

繰入れ金額 30,000千円以内  
繰入れの事由 福知山市財政調整基金条例第4条第2号による

○ 福知山市財政調整基金条例（昭和33年5月31日条例第27号）

第4条 基金は、次に掲げる場合に限り一般会計の財源として議会の議決を経て使用することができる。

(1) 経済事情の著しい変動等により財源が著しく不足する場合において、当該不足額をうめるための財源に充てるとき。

(2) 災害により生じた経費の財源又は災害により生じた減収をうめるための財源に充てるとき。

(3) 緊急に実施することが必要となった大規模な土木その他の建設事業の経費その他必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるとき。

(4) 長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費の財源に充てるとき。

今回の繰入れにより、財政調整基金の令和5年度末残高見込額は35億6,697万8千円となります。

(単位：千円)

①	②	③	④		⑤ (①+②+③-④)
R04年度末 残高	歳計剰余金 (速報値)	R05年度 利子見込	原油価格・物価 高騰対策関連分	災害対応分	R05年度末残高 (見込)
3,383,455	568,407	5,116	390,000		3,566,978
			R05当初	8月補正 (専決)	
			360,000	30,000	

■ 令和4年度福知山市各会計歳入歳出決算の認定等について

(9月8日追加提案)

一般会計、特別会計 11会計、企業会計 3会計



## ◆ 報 告

### ■ 損害賠償の額について

地方自治法第180条第1項の規定により行った専決処分について、同条第2項の規定によりこれを報告する。

専決	内 容	損害賠償額	担当課
令和5年 8月21日 専決第2号	令和5年5月11日、福知山市字長田地内の市道一ツ橋五丁ヶ谷線において、相手方が所有する車両が路面沈下部分を走行した際に、沈下が生じていないマンホールと接触し、左前後ホイールを損傷したことによる相手方の損害を、次のとおり賠償する。	25,918円	道路河川課
令和5年 8月21日 専決第3号	令和5年7月3日、福知山市字新庄地内の市道和久市新庄線において、乗用車が対向車とのすれ違いのため側溝蓋に乗り上げたところ、側溝蓋が動き左前輪ホイールとタイヤを損傷したことによる相手方の損害を、次のとおり賠償する。	36,545円	道路河川課

### ■ 令和4年度に係る公立大学法人福知山公立大学の業務の実績に関する評価結果の報告について 【大学政策課】

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第3条第3項の規定により、なお従前の例によるものとされた同法第5条による改正前の地方独立行政法人法第78条の2第6項の規定に基づき、令和4年度に係る公立大学法人福知山公立大学の業務の実績に関する評価結果について報告する。

#### 令和4年度評価結果

評 価	評価基準
A	中期計画の達成に向け順調に進捗している。

### ■ 健全化判断比率等について

(9月8日追加提案)

【財政課】

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、健全化判断比率等を監査委員の意見を付けて報告する。